

議案第202号

福岡市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 9 月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、住民基本台帳法の一部改正に伴い、特定非営利活動法人の設立の認証等における当該法人の役員に係る本人確認の方法の特例について所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

福岡市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年福岡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第30条の7第4項又は第6項」を「第30条の10第1項又は第30条の12第1項」に、「都道府県知事（同法第30条の10第1項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関）」を「地方公共団体情報システム機構」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報（個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。